



		<p>資料5を御覧願います。冒頭の教育次長の挨拶にもありましたが、昨年度の審議経過と今年度の大まかなスケジュールを記載しています。</p> <p>それでは、議事に移ります。進行は村上会長にお願いします。</p>
	会長	<p>昨年度皆様と議論を重ね、仙台圏域を中心とした知的障害特別支援学校の教育環境の整備は早急な対応が必要であると判断し、目指すべき方向性を「緊急提言」としてまとめ、3月に県教育委員会に示すことができました。御協力ありがとうございました。</p> <p>この提言を受けて、県教育委員会において速やかに具体的な対策を講じていただくことを期待しています。</p>
3 議事(1)	会長	<p>それでは早速ですが議事に入りたいと思います。</p> <p>議事(1)「第5回宮城県特別支援教育将来構想審議会議事録(案)」について、事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>資料1の議事録(案)は前回の審議会で皆様からいただいた御意見をまとめたものです。一度皆様のお手元へお送りし、内容を御確認いただいているものです。</p> <p>なお、皆様の御意見を課題別にまとめたものが「主な御意見」です。説明は以上です。</p>
	会長	<p>ただいまの事務局案について、お諮りします。</p>
	委員	<p>【「異議なし」の声】</p>
	会長	<p>それでは議事録については原案のとおりとします。</p>
3 議事(2)	会長	<p>次に、議事(2)の「発達障害への対応」についてです。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>資料2を御覧願います。</p> <p>資料の構成ですが、課題1、課題2につきまして、それぞれの課題、前回までの審議会で皆様からいただきました主な御意見から「発達障害」に関わるものをまとめたもの、参考資料、論点、それぞれの課題に対応するための方策の例を記載しています。</p> <p>課題1は「通常の学校における発達障害のある児童生徒を支援するための方策」についてです。</p> <p>これについては、発達障害に関する教職員の専門性の獲得と系統的、計画的、組織的対応が必要であると考えます。</p>

前回までの審議会では、「通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒への対応が必要である」、「通級指導教室は通常の学級で学ぶための支援策として非常に有効なシステムである」、「関係機関が連携できるよう、市町村教育委員会や教育事務所などにスクールソーシャルワーカーが配置されるとよい」、「高等学校に特別支援学級が設置できるとよい」などの御意見をいただきました。

参考資料としまして、宮城県における「通級による指導対象児童生徒数の推移」、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒：文部科学省調査結果」、「高等学校に進学する発達障害等困難のあるとされた生徒の、高等学校進学者全体に対する割合」、本県「高等学校における特別支援教育コーディネーター配置状況、校内員会設置状況」、「特別支援学級から高等学校への進学状況」、「特別支援学校が受けた校種別相談件数」をお示ししています。

この課題では、「高等学校を含む通常の学校に在籍する発達障害のある子どもたちへ適切な支援を行う方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。

課題2は「特別支援学校における自閉症児等を支援するための方策」についてです。

これにつきましては、自閉症児等の学習上、生活上の困難を克服するため、指導内容・方法の改善や充実が必要であると考えます。

前回までの審議会では「教員の資質向上を図り、子どもたちへの多様な対応が大切である」、「自閉症の子どもがクールダウンする場所がない特別支援学校がある」、「狭隘化への対応はハード面の充実が中心と受け取られがちだが、ハードを生かすためにはクールダウンのための指導方法などソフト面の充実も必要である」などの御意見をいただきました。

参考資料としまして、宮城県における「特別支援学校の自閉症等の児童生徒数」をお示ししています。

この課題では、「自閉症児等への適切な支援を行うための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。

説明は以上です。

会長

ありがとうございます。

発達障害と言われる子どもたちが、社会的に認知されるほど今かなり増えています。理由は様々あるかもしれませんが、学校教育という立場にある私たちは対応するのが当然ということ踏まえて今まで議論をいただきました。主な意見としてコーディネーターや関係機関との連携、通級による指導等の充実、高等学校における特別支援教育の充実や特別支援学校の分校・分教室等が設置できるとよいなどの議論がなされました。

参考資料には通級による指導対象児童生徒数の増加傾向、文科省も含めての調査では、特別な支援を必要とする児童生徒の平成14年度と24年度での増加傾向、高等学校における特別支援教育への対応の状況等が書かれています。

前回までも意見が出ていましたので、課題の順番はあまり考えずに皆様がお考えのことや今までの意見に付け加える点等をお話ししていただければと思います。よろしくお願いします。

通級による指導のグラフを見ますと、LD・ADHDの子どもたちがかなり増加傾向を示しており、全てではないでしょうけれども、その内訳には平成14年度から24年度の比較の中にある様々な困難を抱えた子どもたちが含まれると思います。私は高等学校に出入りすることはないので実感がありませんので、高等学校の状況をお話いただけると助かります。あるいは医療の立場から、高等学校に行っている子どもたちの様子などを教えていただけると助かります。

齋藤  
委員

本校では先々週、特別支援の校内委員会を開催し、気になる子どもたちの状況を委員会の中で共有し、さらにその情報を職員会議で全職員が共有し、状況を見守れるよう資料化しています。その中に様々な意味での配慮が入っているのですが、特に今年度は中・高間における情報をできるだけ繋ぎましょうということの一つの現れでもあったかと思いますが、発達障害的な傾向があるという情報が昨年度までよりも多めになり、今年度の入学生に関しては、昨年度と同じ段階よりも少し情報が増えたと感じます。

本校の場合、どちらかという明確な診断を受けているのではなく、中学校段階で発達障害の傾向があるのではないかというグレーゾーンの子どもの数が多いです。教育現場の感覚では、明確な診断を既に受けている場合には、保護者も理解し医療と繋がっていることもあり、ある程度発達段階の早い時期から指導が入っています。それに対し高等学校段階で発達障害かもしれない、そのような傾向に近い行動が見られるというグレーゾーンの生徒につきましては、保護者の意識があまりなく、学校内において学習や生活行動面などでときどき摩擦が生じたりしたときにどのように対応すべきかが校内で大きな課題となっています。

特に高等学校段階では、いわゆる生活上の課題が問題行動に近い形でできた場合の対応をどのようにしたらよいか苦心しています。通常の高等学校でよく行われる懲戒的な指導では対応できないことは理解できても、どのように指導すればよいのかノウハウが無く、職員が困り感を持っていると思います。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

今委員

医療の現場からも、齋藤委員が話されたようなことが実感されます。高校生が初診の状態、発達障害の純粋な問題で受診されるケースはほとんど経験したことはなく、むしろ不登校や素行障害などの二次障害の新たな問題が生じ、その原因として発達障害が疑われるケースの方が多いのではないかと思います。

小さい頃にある種の発達障害を疑われたり、診断を受けたりして療育のシステムを踏み、指導もされてきたというケースでは、もちろん困難なこともたくさんありますが比較的受け入れやすいですし、対応されやすいと思われるのですが、高校生になり初めて指摘されたというケースは先程お話があったように、保護者が理解することも難しく、本人もあまり違和感や自覚がない方もいますので、診療も難しいと思います。

また、医療側の問題としては、ADHDの診療について、今までは子どもの薬物治療しかできませんでしたが、昨年から成人の薬物治療も保険診療として認められるようになりました。すると今度は逆に高校生くらいになり集中して勉強ができないなど、多動の問題ではなく学習面で自覚されて相談するケースなどが新たにでてきたこともあり、医療的な点では、治療が行われるか、行われないかで、かなり来院される方のニーズが違ってきています。

会長

ありがとうございます。小・中学校、特に中学校段階まででいろいろな課題を抱えた子どもたちが高等学校を選ぶときに、一つの選択肢として特別支援学校の高等部に移ることもあり、増えてきている子どもたちへの対応が大事だということで、昨年度末に緊急提言をしたわけですが、そこに入っていなかった子どもたちが高等学校に入ると、違う問題が発生することを二人の委員から伺いました。

送り出す側の中学校もいろいろ考えなければならぬと思います。先程齋藤委員が話された中・高間の接続の問題が大きく、どのように情報を伝え個別の支援計画等に繋げるかを考えなければならぬと思います。

いかがでしょうか。

赤間  
委員

中・高間の接続の部分について仙台市の取り組みをお話しします。

発達障害でも高等学校で支援を受けられるためには、引き継ぎがとても大事だと思います。

市教育委員会で所定の書式を用意し、生徒にはこのような特性があり、このように対応すると効果がありますが、逆にこのような対応はマイナス面に働くという中学校でのノウハウを書き込んだ用紙を中学校が作成します。それを保護者に見てもらい同意をいただいた場合は文書で高等学校に送ることを想定し、今回の入試ではモデルケースとして一人やってみました。とても効果的であると高等学校から次のような報告を受けました。

入学式の際トラブルがあったのですが、中学校からの文書や中学校を訪問し情報交換していたので、うまく対応できたということでした。それから2ヶ月経っても学校生活をうまく送れているとの御意見をいただいたので、仙台市立の中学校と仙台市立の高等学校の間でそれを広げていきたいと考えています。

次に通級による指導のグラフを見ると、昨年度は言語で1,340人、LD・ADHDで771人となっています。午前中、通級による指導の研究会に行ってきましたが、宮城県では今までは言葉の教室の方が多かったのですが、今年度はLD・ADHD通級の方が多くなりました。宮城県は言葉の教室が全国で初めて通町小学校に昭和33年に設置されてからずっとあり、県内に八十数教室あるのですがそれが逆転している状況だということで、LD・ADHDのニーズがたくさんあると思いました。

国の決め方でもあるのですが、通級指導の担当教員は加配の扱いで、次年度以降どうなるかわかりません。安定してその学校の教室が維持されることが担保できれば、指導の効果や担当者の専門性向上に繋がると思いますので、今後も県の施策として拡充させ、安定的に維持できる仕組みが必

要であると思います。以上です。

会長

ありがとうございます。

宮城県は言葉の教室が全国に先がけて設置されたことはとても有名な話です。LD・ADHDの子どもたちは確かに増えていると感じます。数の上でも逆転したとするとその傾向は明確です。もちろん言葉の教室には言語に限らずいろいろな支援が必要な子どもたちが入っており、指導内容は必ずしも、スピーチだけではないことはわかりますが、対象としてLD・ADHDの子どもたちが増えたということはその傾向は明確です。

先程赤間委員のお話で、保護者の理解に基づいて中学校から文書を送るということがありました。齋藤委員のお話で保護者が小・中学校段階で理解していない人が、高校にグレーゾーンとして入学してくると、対応は非常に難しいと思います。だからこそ二次的な障害・困難として先程今委員が話されたような不適應状態を示し、病院を受診される子どもたちがいるのだと思います。

高等学校では小・中学校のように子どもたちを一群として捉えるのは難しいと個人的には思います。

平成25年度の高等学校におけるコーディネーターの配置は100%、校内委員会の設置状況もほぼ100%ということで、かなり進んでいる状況であると思います。

文科省の調査では特別支援学級から高等学校への進学割合も上がっている傾向もでており、可能性をもっと広げてあげたいと思います。

以前、高等学校に勤務していた委員がいると思いますが、いかがでしょうか。

片岡  
委員

以前高等学校に勤務していました。

どこの高等学校でも、発達障害的な生徒に対応するコーディネーターは100%配置され校内委員会も開催するようにしていますが、運営の仕方は各校様々だと思います。先程齋藤委員も話されましたが、どこの高校でも担任から出てきた情報を一覧表にして各学年で共有化しています。特に対応が必要であると学年団が判断した生徒には、主に担任が中心となり担当のようなものを作ります。それでも対応できない場合には近隣の特別支援学校にコーディネーター派遣の要請をし、実際に該当生徒の様子を覗いてもらい、これからどのように対応したらよいかを、担任や学年団にレクチャーしてもらうことがあります。うまくいく場合もあるのですが、なかなかうまくいかないのが現状ではないかと思います。全教員を対象に特別支援の研修会を校内で開催し、発達障害の生徒への対応を学ぶのが現在の高等学校の段階であると思います。ただし、どこの高等学校にもこのような生徒がどんどん入ってきており、生徒の状況をできるだけ早く高等学校で把握し、早めに対応するのが大切であり、近隣の特別支援学校のサポートは非常に心強いです。

次に、先程齋藤委員が話された保護者との対応が一番大きいので、教員がきちんと理解し、必要であれば病院での診療へ繋げるかどうかの判断をしなければならないと思います。学校でできることはやりますが、その先

本当に治療などの医療的なものが必要かどうか一番悩むところで、その点をすぐ相談できる組織がないのが現状です。

会長           ありがとうございます。どうでしょうか。

今委員       医療との繋ぎ方で医療の側からお話しさせていただきます。高等学校に限りませんが、学校側から薬をもらってきなさいとか、病院に行きなさいと言われたとって来院される保護者も少なくありません。病院に行きなさいと言われたことが、かなり保護者の心情としてネックになっている家庭もあり、学校との関係がうまくとれない場合もあります。いつも診療していて思うのですが、必ずしも先生方が直接病院に行きなさいと言ったわけではないけれども、保護者はそのように言われたと受け取ってしまうような状況があることを理解して欲しいと思います。

うまく繋がるケースのほとんどは、担当された先生がその子どもの行動を心配され、何とかならないだろうかと一緒に家族と悩み、こんなふうにしようとかあんなふうにしようといった結果、病院にも相談しようという流れだと比較的うまく繋がるのですが、お宅の子どもの行動はとんでもないから病院へ行った方がよいと言われたかのようにして病院へ繋がるケースも少なくありません。教育現場の先生方が、保護者との関係性の持ち方を学習する機会があってもよいと思います。

午前中アーチルで学齢の担当者との相談をしたときに、どうすればうまく医療に繋がれるか、保護者の理解をどのようにして得たらよいか、という話題がちょうど出ていました。やはりうまく繋がるケースは、子どもの行動について先生方もいろいろ悩まれ、動き、努力され、心配されていることが御家族に伝わったケースであり、御家族も納得していることが多いことを理解して欲しいと思います。

教員の専門性や資質の向上の一つに、人との関係づくりや、相手の意欲を高めるような技術も入れていただければと思います。

先程行動の問題で特に素行の問題が激しくなった場合に、懲戒、懲罰的な対応では難しいとお話がありその通りだと思います。では、それに代わる方法とはいったい何があるのか、それに代わりうる対応策をいくつか教育現場が持たないと、発達障害だからという診断の方だけに責任が行ってしまいそうに思います。

結局、診断が明確でないグレーゾーンといわれるようなケースがこれからますます増えてくるときに、診断は医者としてとても大事なのですが、その子たちに診断を付けるという方向だけではなく、診断は付かないけれども、「この子の行動の問題への対応策を教育現場で持っているのだから、このように対応しましょう」と診断がなくても対応できるノウハウをもっと教育現場が持たなければならないと思います。

会長           ありがとうございます。

診断があってもなくても、学校の中で子どもたちが示す行動や生活の様子への対応は、全ての教員に求められることです。診断があるとか薬を処

方されているという基礎的な部分はあるかもしれませんが、現れてくる行動や生活に対してはやはり教員が対応しなければなりません。大学もそうですがどうしても高等学校の先生方は、基本的に教科で動いているので、小学校のように子どもとずっと一緒にいませんので、生活の様子を把握するのは非常に難しいと思います。個別の計画を作るための校内委員会をどのように充実させるかは避けて通れませんし、そこに特別支援学校がセンター的機能として関わるのがとても大事だと日頃から考えています。

診断があろうとなかろうと、そのような子どもたちに対応する指導法も含めた教育課程をどのように考えるか、高等学校における教科上の教育課程とは違う教育課程を考える仕組みを作らなければならないと思います。教育課程と名前を付けてしまうと教員は少し引くので、それをどう組み立てるかが非常に重要な問題です。

今委員が話されたような対応の方法やノウハウを、学校の中で蓄積することが大きな課題だと考えます。

特別支援学校の分校や分教室を高等学校に設置してはどうかという議論が出ました。私はとてもすばらしいと思うのですが、そう簡単にいくものではないのも理解できますが、御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

片岡  
委員

現在、高等学校が発達障害の生徒の問題について、近隣の特別支援学校にアドバイスを求めることは、非常にすばらしいと私も経験から思っています。全ての高等学校でとはならないと思いますが、特別支援学校の分校や分教室が施設的に可能で、特別支援のスタッフがいて、本校とは別に併設の形であって、高等学校からすれば虫のいい話ですが、すぐに生徒を見てもらえるのであれば、非常によい試みの一つだと思います。

例えば、特別支援学校の分校が来たということで、併置される高等学校のイメージや生徒の気持ちマイナスになるのであれば困りますが、お互いある程度交流を持ち、特別な配慮が必要な生徒がいる状況でふれあいができ、そのような社会が必要であるとの意識を生み出せ、プラスの面でうまく運用できれば、指導する教員にとっても、普通高校や専門高校で暮らす生徒にとっても、非常によい試みだと思います。

会長

ありがとうございます。

昨年お話ししましたが、私が台湾の特別支援学校を見学しに行った時、高等学校と一緒にいました。高等学校の子どもたちのところに、日本でいう特別支援学校の小学部・中学部の子どもたちの分校・分教室が一緒になっていました。同じ年代ですといろいろな思いを持つかもしれませんが、小さな子どもたちですと、一生懸命その子どもたちのお世話をすると、全く観点が変わってきた実情を見てまいりました。

現在、特別支援学校はなかなか場所がなくて困っていますので、必ずしも同学年ではなくても、高等学校の施設・設備が可能であれば、あるいはその高等学校が学校として受けとめてくれるのであれば、方策の例も考えてよいのではないかと昨年度からときどきお話ししているところです。

赤間委員 市町村の教育委員会の立場として、通常の小・中学校についてお話したいと思います。県下で特別支援学級はほぼ7～8割設置されています。

制度として就学先決定の仕組みが保護者の意向を尊重することになり、障害が重いけれども地元の小・中学校の特別支援学級や通常の学級に入りたいという保護者が増えると想定しています。

文部科学省では、市町村の負担が大きくなる範囲で、基礎的な環境整備は市町村でそれぞれし、それを踏まえて合理的な配慮をなさいと書いてあるのですが、市町村によって差が出てくると思います。例えば階段に手摺りを付けて欲しい、トイレを洋式にして欲しい、体育館に行く通路の段差を解消して欲しいなどといくつもあると、施設設備の改修でも予算が必要です。教員以外に車椅子を介助する人がいない、特別支援学級の人数が多くなった、障害が重い子が入ってくるので教員一人では対応できないなどの実情がそれぞれの市町村で出てくるのではないかと思います。このような場合に、広く県民と捉え、県において一定の配慮ができる仕組みがあるとよいと思います。

それから介助職や一定の人数を超える特別支援学級で知的障害学級や情緒障害学級では、児童生徒8人で一学級ですが、8人を1人の先生が見るのはとても大変な時代になっているので、例えば6人までは1人の先生が見るけれども、7人以上になった場合もう1人県負担として教員を加配する取り組みをしてもらえると市町村としてはありがたいと思います。

また、通常の学級の補助員や支援員は二次障害を予防するうえでも必要です。特に学校にいる間いじめなどに遭ったり、加害者にもなります。不登校や将来的には引きこもりや犯罪に走る場合もありますが、子どもの頃に支援していれば予防されると思います。現在仙台市では、国の緊急雇用事業で措置していますが、もうすぐなくなるのではないかと思います。国の事業がなくなった後どのようにすればよいのか、私としてはとても大きな課題で、同じような立場にある市町村もあると思っていますので、地方財政措置として措置されていてもなかなか見えないので、県が人件費としてバックアップしてもらえるとありがたいと思います。

会長 自閉症への支援と今の課題で、それほど大きな差はないと思いますが、より細かな支援が必要な子どもたちですので、高等学校の個別の計画の充実の方策の例として挙げていきたいと思っています。発達障害への対応について、今日はこの辺で打ち切ってよろしいでしょうか。

### 3 議事 (3)

会長 次に、今の問題に絡んでいますが「教員の専門性向上」についてです。先程お話がありましたが、事務局で何か補足等ありますか。

事務局 特にありません。

会長 では、このまま議事(3)に入ります。特別支援学校の教員が高等学校も含めて様々なところへ出かけて行き、

センター的機能も含めてできるだけその地域の専門性を高めることです。いろいろな研修の制度や体制を構築しなければならないとこれまでも議論されてきました。特に校内研修の構築や総合教育センターや教育委員会の機能をどのように活用するかはこれまでも議論されてきました。課題と論点が整理されていますのでそれらも見ていただければと思います。

4ページのグラフでは総合教育センターの研修受講者数はほぼ一定の状況にあり、数としては足りないのかもしれませんが、先生方に対する研修はかなり行き渡っていると思われます。教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図るための方策の例が、これまでの議論を踏まえてまとめていただきました。発達障害に限りませんので、いかがでしょうか。

副会長

どの部分とは限らないのですが、二点お話しします。

私も旧特別支援教育センター等で相談を担当していましたが、小・中学校では、管理職の特別支援教育に関するリーダーシップの話題がよく出ます。発達障害も自閉症も全て含め、経験だけではないのかもしれませんが、特別支援教育の何らかの経験をしたことのある管理職がいる学校は、特別な支援を必要とする子どもに対する配慮や保護者との関係が比較的うまくいっていると思います。人事に関係することでとても大きな課題ですが、管理職の前提としてできるだけ特別支援教育を経験するような仕組みが必要ではないかと思います。

もう一つ研修についてですが、総合教育センターなどでもいろいろな研修が開催されていると思いますが、通常の学級の先生方にとって何が必要かと考えると、講義も大事なのですが、より具体的・実践的な研修が必要であると思います。特別支援学校に勤務していたときに、数は少なかったのですが、小・中学校の通常の学級なり、特別支援学級の担当の先生方が実際に特別支援学校に来て何日間か一緒に子どもたちと触れあったり、教員が支援している様子を見たりし、とても参考になったと聞いています。総合教育センターでの研修だけではなく、特別支援学校などに来て実践的な研修やケース会議、授業研究会に参加して勉強する機会を作ることがとても大事だと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。

校長先生をはじめ管理職のリーダーシップは校内研修を含めとても重要であると思います。

今委員

伊藤委員が話されたとおりだと思います。実際に特別支援学校の勤務経験がある先生は、研修を受けただけの先生とはやはり違うと思います。教員免許の更新時に特別支援の研修を必修とし、特別支援学校での実体験を必修科目にするとよいと思います。

また、コーディネーターの先生の力量が高い学校は、子どもたちが落ち着きやすいと実際に経験しており、特別支援学校でコーディネーターをされているところを実体験することなどもよいと思います。

研修を受けられる先生は、いろいろな研修を受け勉強され力量が高まり

ますが、研修を受けない先生はずっと接しないことを実際に見ることもありますので、教員免許の更新時に必修にする方策をとれないのかと思います。

会長 ありがとうございます。

門脇委員 保護者の立場からすれば、校長先生が特別支援教育に対する気持ちがある学校は、保護者にとっても子どもにとっても、とてもすてきな学校であると思います。通常の学校の先生方も、特別支援学校や特別支援学級の研修を是非していただき、現場で実際に携わっていただけたら、お互いに理解できるのではないかと思います。

会長 ありがとうございます。

青木委員 今委員が言われたとおりだと思うのですが、インクルーシブ教育をこれから推進していくときに大学の教員養成課程で身に付けていくことは必要だと思いましたが、現在のような選択制ではなく、特別支援教育に関する特化した科目を必修する取り組みが必要ではないかと思います。

現職の先生方に関しては、学校を支援する教育委員会や指導主事の先生方、校長先生方が研修をしていくシステムが大事だと思います。このような方々がリーダーシップを発揮し先生方の専門性を高めていく役割があるのですから、十分な専門性を身に付けていくことは、非常に大事だと思います。

次に、特別支援学級や特別支援学校の教員の特別支援学校の教員免許状の取得率は、宮城県はどうなっているかわかりませんが、全国でも平均7割くらいであり、取得率を高めていくことが一番大事で、現職教員の認定講習の受講促進のための取り組みを行っていく必要があると思います。特別支援学校の教員は地域のセンター的な役割を果たすので、高等学校から来た先生も小学校から来た先生もとにかく期限を定めて在籍中に必ず免許を取得させる取り組みが必要で、特別支援学校と特別支援学級との人事交流を活発化させることで、経験したスキルが特別支援学校から地域の学校に伝搬されていくと思います。

コーディネーターの専門性をどのように高めるか、また、通級指導教室の先生は、様々な障害種の子どもに対してのプログラムをたて、アセスメントし指導していくのですから、かなりの専門性が要求されます。このような先生方の養成をどのようにするかがとても大事だと思います。特に特別支援学校のコーディネーターの方は、いろいろなところに行き、いろいろな研修のサポートをしていただき、地域の学校にとってとても頼りになる存在ですが、役割が集中し過ぎているのではないかと思います。校内のコーディネートもしなければならぬし外部とのコーディネーターとしての役割もあるので、是非、複数配置する必要があると思います。

様々な子どもたちに対応するスキルを身に付けている特別支援学校の先

生方の持てる資質や技量をどのように地域の小・中学校に貢献していくかを考えると、特別支援学校が自主的な公開研究会を継続的に行うことが大事だと思います。障害理解のための研修会も大事だとは思いますが、それに基づいた「わかる授業」・「できる授業」作りをどのように地域の小・中学校が行うかというときに、やはり特別支援学校が行っている公開研究会や公開授業を研修するのがとても大事です。ただそれを見るだけではなく、お互いに持っているノウハウを合わせてお互いに研鑽し合うことが必要だと思います。特別支援学校が何校あるかわかりませんが、毎年4校から5校くらいは持ち回りで自主公開し、汗を流し冷や汗をかきながら、お互いに切磋琢磨し研鑽して専門性は高まっていくのではないかと思います。座学で研修してもなかなか力はつかないので、授業を行い、よりよい授業に改善しなければなりません。是非、特別支援学校と小・中学校、高等学校との交流の機会として公開研究会を行っていただくとありがたいと思います。

会長

ありがとうございます。

専門性を高めるためにはいろいろな方法が必要だと思いますが、方策の例の一番下に「市町村教育委員会や教育事務所に専門性の高い職員や外部専門家を配置し、障害のある子どもたちに組織的対応ができる体制整備の構築について検討する」とあります。

現在でも言語療法、理学療法、作業療法の先生方に入っている特別支援学校があります。もう一つ考えられるのは、教育現場でずっとその領域に携わってきた先生方が退職なさった後に、せっかくの智恵のようなものを持っている先生方ですので、それを何らかの形で生かしていただく方法も含め研修組織や研修システムを考えていただき、そこに積極的に公開研究会や校内研修を関連づけることも学校の中では考えた方がよいと思います。やはり校長先生のリーダーシップが重要です。

赤間  
委員

市町村教育委員会の役割ですが、なかなか専門家や専門の指導主事いない実情があると思います。将来的に目指したいと思っていることがあります。一番学校を訪問する機会が多い機関、仙台市であれば教育センター、県であれば総合教育センター、あるいは教育委員会の特別支援ではない指導主事が学校訪問したときに、「先生、特別支援の観点で、あの子にはこのような配慮をするとよいのではないですか。」という助言ができるようにすべきであると思っています。

ある教科書会社の指導書には、支援の必要がある子どもへの配慮点がきちんと書いてある時代です。通常の学校の一般の先生が見る指導書で、何も特別支援のことに特化した指導書ではないのに、きちんと明記される時代になってきていると思います。

仙台市教育委員会の大きな課題として、高校教育課、教育指導課、教育センターの指導主事たちにも、ユニバーサルデザインの授業や発達障害の基本的な理解と対応についての意識を高め、知識・技能・技術を研修して欲しいと思います。

### 3 議事（４）

- 会長           ありがとうございます。  
昨年末に批准された「障害者の権利に関する条約」の中に、合理的配慮があります。通常の学校においてもいろいろな支援が必要な子どもたちへの対応が指導書に入っており、合理的配慮が当たり前になっています。  
ただし、意識がないとそこに目が向かず、指導に結びつかないので、合理的配慮への意識を作り出すような研修が求められると思います。
- 会長           次にICTについてです。  
議事（４）について、事務局から説明等ありましたらお願いします。
- 事務局       それでは議事（４）「ICTの活用」についてです。  
資料（４）の構成ですが、資料２，３と同じ構成で課題は「児童生徒、教員がICTを積極的に活用するための方策」についてです。  
児童生徒が障害の状態や特性などに合わせてICT機器が活用できるよう、各学校では教育課程の工夫や教材・教具に関する研究・開発が求められると考えています。参考資料として、「みやぎの教育情報化推進計画」の特別支援学校での活用状況をお示ししています。  
「障害のある子どもに対するICTの活用力を育成するための方策」について御意見をお伺いしたいと考えています。  
議事（４）についての説明は、以上です。
- 会長           ありがとうございます。  
大学もそうですが、現在はどこにいてもICTが活用され、ICTに使われているのではないかと思うくらいです。ただし、ある子どもたちにとってはとてもよいので、課題の通りだと思いますが、研修が必要ですね。  
短い時間ですが、御意見をお願いします。
- 太田委員     当社に勤務している子どもたちが9人いるのですが、普通の携帯電話ではなくスマホに買い換えて、いろいろな使い方を楽しんでおり、私などよりも遙かに技術的に上だと思います。  
このような時代に育った子どもたちですので、使えるものがたくさんあるのだと実感しており、どんどん進めた方がよいと思います。
- 会長           ありがとうございます。他にいかがでしょうか。
- 菊池委員     聴覚障害の子どもたちにとってICTの活用は、目から入り視覚的に訴える授業作りなど、情報を入手する部分でとても大事なものです。方策の例にいろいろと挙げられていますが、特別支援学校のICT環境は、これから整備が求められると思います。太田委員が話されたように、障害があ

るからこそ、ICTが活用できる環境整備をこれからの10年で是非お願いしたいと思います。

また、特別支援学校では教職員の多くが子どもたちの指導にかかりきりであり、セキュリティ等の情報をサポートする専門家が少ないです。先日も教育長から、学校への支援員はどのような方が必要かという調査依頼がありましたが、情報機器をサポートしてくれるスタッフと答えました。常時学校にいたくとも、手を挙げたときに県から派遣していただけるよう人的に応援していただけると大変ありがたいと思います。

会長 ありがとうございます。

鈴木委員 宮城教育大学で、通級指導用の「ICT活用ハンドブック」を出されたと思うのですが、読んでみると非常に活用できると思います。

発達障害の子どもの場合には、教科学習面や学校生活面での活用、保護者との情報共有化でICTを使っていくこともあり、当校の重度・重複の子どもの場合は、スカイプで他県の特別支援学校と交流しています。

ただし、校内のネットワークはなかなか難しく、本校と病棟と一緒にやってみたいと思うのですが、無料のネットワークの仕組みなど、情報機器等に関し学校だけの環境整備は難しいので、教育委員会では是非検討いただきたいと思います。

タブレットなどを使う場合、アプリがたくさんありすぎて、どれが子どもたちの実態に合うか把握するのが難しいので、学生のボランティアさんなどに、学校の先生方の支援をお願いし、ICTの活用を是非進めたいと思います。

特別支援学校では、校内ネットワークを構築するために、勤務時間内ではできないこともあり、先生方がいないときに情報教育部の教員が作業していると思います。先程菊池委員が話されたように、常時とはいかなくとも、情報支援員など専門の方の支援があると、非常に助かります。

会長 ありがとうございます。

今委員 皆様の御意見はその通りだと思うのですが、一言だけお話しします。

先程村上委員がICTに使われているのではないかと話されたように、スマートフォンやタブレットから離れられず、ずっと離さないとの相談が非常に多くなっています。

実際、自閉症の子どもたちも使え、よくわかるので、ずっと離さないで見ている現状もあり、進めることも大事だと思いますが、やはり「止める力」、「使わない力」を育てる教育も取り入れなければ最後はICTに使われてしまうと思います。

日常的にどのように対処したらよいかわからない子どもたちが、増えている現状もありますので、その一文をどこかに入れていただきたいと思います。

#### 4 閉会

- 会長           ありがとうございます。  
ICTの活用は、いろいろなインフラの整備や支援員さんの拡充と同時にセキュリティシステムや今委員が話されましたコントロールする力を育てる仕組や対応も考えなければならない課題であると思います。  
新たな構想策定のため、今年度もさらに皆様と議論を重ねていきたいと思ひます。御協力ありがとうございました。  
事務局へマイクをお返しいたします。
- 司会           村上会長、ありがとうございました。  
委員の皆様、貴重な御意見ありがとうございました。  
次回の審議会は7月30日（水）を予定しています。  
今回に引き続き、「発達障害への対応」や「教員の専門性向上」, 「ICTの活用」に加えまして、「答申の中間案」について御議論いただきたいと考えています。詳細につきましては、会長と相談の上、事務局から改めて御連絡したいと考えていますのでよろしくお祈ひします。  
最後に伊藤副会長から閉会の御挨拶をいただきたいと思ひます。
- 伊藤委員       3ヶ月ぶりの審議会でしたが、二人のメンバーが加わりました。これまではハード面について話してきましたが、本日はソフト面の発達障害や校内研修、ICTの活用についてお話がありました。  
私は本日のように関係機関の連携が大事だと強く感じましたし、ICTなどにつきましても人的サポートが必要です。使いなさいと言っても財政的に措置されなければ使えませんので、そのようなところも整備しなければならぬと思ひます。  
地下鉄に乗ると、耳には音楽、目はスマホと、あの人たちはどのように人との繋がりをとるのかといつも思っているのですが、障害者だけではなく、我々全般の問題としてコントロールする力がとても大事だと思ひました。  
本日は暑い中でしたが、ハード面、ソフト面とも頑張らなければいけないと痛感した一日でした。  
本当に御苦勞様でした。
- 事務局       ありがとうございました。  
以上を持ちまして、第6回宮城県特別支援教育将来構想審議会を終了させていただきます。  
村上会長をはじめ委員の皆様、本日は、ありがとうございました。